

「みんなで築こう人権の世紀」 人権週間・特集



考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合おう心

◆人権週間◆
12月4日～10日

人権週間とは

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

考えよう ～私たちのまわりの人権課題～

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行から1年

この法律は、日本ではじめて“部落差別”という言葉が使われた法律で、現在もおお部落差別が存在すること、そして、部落差別が「許されないものである」、「解消することが重要な課題である」と明記された法律です。

羽曳野市では、今後も市民の皆さまとともに部落差別の解消を目指した取り組みを進めてまいります。全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、差別や偏見のない豊かな社会を目指しましょう。

ヘイトスピーチについて

特定の民族や国籍の人々に対する差別的な言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としても尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。文化や習慣、価値観などを認めあいながら、同じ地域の一員として互いに安心して暮らすことのできる社会を目指しましょう。

障害者差別の解消について

障害のある人が住みよい社会はすべての人にとっても住みよい社会です。市役所や、会社・お店などの事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由として差別することは法律で禁止されています。

性の多様性について

性は、生物学的性別の「からだの性」と自分の性をどのように認識しているかという「こころの性(性自認)」と恋愛や性愛の感情がどういう対象に向いているかという「好きになる性(性的指向)」から構成されています。

からだの性とこころの性が一致している人や一致していない人、好きになる性の対象が異性という人や同性という人など、性のあり方は一人ひとり異なり、多様です。自分の性が尊重され、だれもが自分らしく生きることができるところの社会をつくりましょう。

「人権週間パネル展」開催

[期間] 12月4日(月)～8日(金) 9:00～17:30

[場所] 市役所本館南玄関ロビー

「特設人権相談所」を開設

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、人権擁護委員がご相談に応じます。

[日時] 12月15日(金) 14:00～16:00 ※予約不要

[場所] 市役所別館3階 第3会議室

◆平成29年度 啓発活動年間強調事項

(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日～16日

政府の取り組みのひとつとして、北朝鮮で救出を待ち続けている拉致被害者の方に向けて、ご家族の声や懐かしい日本の歌をラジオ(短波)放送「ふるさとの風」により送っています。

この週を機に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。



<問合せ> 人権推進課 ☎ 072-958-1111 内線 1053・1054